

議第69号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 5月15日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「のうち2人までについてはそれぞれ」を「については1人につき」に、「に第1号」を「に同号」に改め、「その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

3 この条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例の規定

に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定する必要があるので提案する。